

議案第52号	債権の放棄について
債権管理課	市の有する債権（市民病院診療費一部負担金）を放棄するにつき、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるもの。
<p>【趣旨】 市民病院所有の債権（診療費一部負担金）で、1件100万円を超えるもので、回収の見込みのないものについて債権の適正な管理の観点から債権整理を行うため債権の放棄を行う。</p> <p>【関係法令】 ・破産法第253条（免責許可の決定の効力等） ・地方自治法第96条第1項第10号（権利の放棄）</p> <p>【債権の名称】 市民病院診療費一部負担金</p> <p>【債務者】 大阪府豊中市</p> <p>【債権金額】 1,442,126円</p> <p>【放棄の理由】 平成15年度 市民病院診療費一部負担金1件1,442,126円の債務者の自己破産免責決定を理由とした債権の放棄</p>	